

# 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本法人は、一般財団法人関東電気保安協会と称し、英文では、Kanto Electrical Safety Services Foundation と表示する。

### (目的)

第2条 本法人は、電気の適切かつ安全な利用を促進する業務を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本法人は、前条の目的を達成するため、主として関東地方において、次の事業を行う。

- (1) 一般用電気工作物の調査業務
- (2) 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務
- (3) 電気工事
- (4) 電気設備に関する各種試験業務
- (5) 省エネルギーの技術等に関する業務
- (6) 前各号に関連する電気機械器具、機械装置、建設用資材工具の販売、賃貸及びリース
- (7) 防災設備に関する点検業務並びに消防設備の工事及び消防器具の販売
- (8) 不動産の賃貸
- (9) 電気の使用・安全に関する啓発・周知・相談、人材育成、調査研究、技術開発及び支援に関する業務
- (10) 前号に掲げる研究結果等の刊行及び頒布
- (11) 前各号に関連する調査、企画、測量、設計・施工、保守、監理、エンジニアリング及びコンサルティング業務
- (12) 労働者派遣に関する業務
- (13) 前各号に付帯関連する一切の事業

### (事務所)

第4条 本法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(機関)

第5条 本法人は、評議員及び理事のほか、次の機関を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 監事

(公告方法)

第6条 本法人の公告方法は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

(事業年度)

第7条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 評議員及び評議員会

(員数)

第8条 本法人の評議員は、3人以上12人以内とする。

(選任等)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

2 委員会は、評議員2人、事務局員1人及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2人の合計5人で構成する。

3 委員会の委員は、理事会において選任する。ただし、外部委員は、電気の保安を含む電気事情に関し高い知見を有する者であり、かつ、次のいずれにも該当しない者とする。

(1) 本法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 前2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族又は使用人（過去に使用人となつた者を含む。）

4 評議員会及び理事会は、評議員候補者をそれぞれ推薦し、委員会に提出することができる。

5 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外

部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

6 委員会の運営について必要な事項は、委員会において定める。

(任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された評議員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任評議員の残任期間とする。

(報酬)

第11条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務の遂行に要する費用を支払うことができる。

(構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

(開催)

第13条 定時評議員会は毎年6月に、臨時評議員会は必要のあるごとに、開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員会招集の通知は、会日の5日前までに、評議員に対して書面で発するものとする。ただし、評議員全員の同意がある場合は、通知の経路を経ることなく開催することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

### 第3章 理事及び理事会

(員数)

第17条 本法人の理事は、3人以上12人以内とする。

(選任)

第18条 理事の選任は、評議員会において行う。

2 理事会は、その決議によって理事長1人、専務理事1人、常務理事1人又は2人を選定する。

(代表理事及び業務執行理事)

第19条 前条の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、前条の常務理事及び理事会の決議によって本法人の業務を執行する理事として選定されたものをもって法人法第197条の規定により準用する法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(任期)

第20条 第10条の規定は、理事について準用する。この場合において、第10条中「評議員」とあるのは「理事」と、「4年」とあるのは「1年」と読み替えるものとする。

(構成及び権限)

第21条 理事会は、すべての理事をもって組織し、本法人の業務執行を決定する。

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議をもって定めた順序により、他の理事が招集する。

3 理事会招集の通知は、会日の2日前までに、各理事及び各監事に対して発するものとする。

4 理事及び監事全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで、理事会を開催することができる。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議をもって定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 24 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 理事会の議事については、議事の経過の要領及びその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当該理事会に出席した代表理事が議事録に署名又は記名押印するものとする。

2 理事会に出席した監事は、議事録に署名又は記名押印しなければならない。

## 第 4 章 監事

(員数)

第 26 条 本法人の監事は 2 人以内とする。

(選任)

第 27 条 監事の選任は、評議員会において行う。

(任期)

第 28 条 第 10 条の規定は、監事について準用する。この場合において、第 10 条中「評議員」とあるのは「監事」と、「4 年」とあるのは「2 年」と読み替えるものとする。

## 第 5 章 理事又は監事の責任の免除

(理事又は監事の責任の免除)

第 29 条 本法人は、法人法第 198 条において準用される同法第 111 条第 1 項に規定する理事又は監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 定款の変更

(定款の変更)

第30条 この定款は、評議員会の議決を得て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第2条に規定する目的、第3条に規定する事業並びに第9条に規定する評議員の選任及び解任についても適用する。

## 第7章 補則

(規則等への委任)

第31条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、評議員会又は理事会の議決により別に定める。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本法人の最初の評議員は、次のとおりとする。

逢坂 國一	木村 滋	齊藤 誠二	佐野 清一	末廣 恵雄
杉本 寛行	高橋 健彦	早野 敏美	日高 邦彦	藤本 孝
茂木 なほみ	山口 博			

4 本法人の最初の代表理事は、次のとおりとする。

中村 秋夫 深山 英房

### 附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

第4条の変更は、平成27年6月18日の定時評議員会の終結以降、平成27年6月30日までに開催される理事会において決定する主たる事務所移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は当該主たる事務所移転日経過後、これを削除する。